

## 目次

## 第1篇 標準旅行業約款

- Introduction 1 : はじめに
- Introduction 2 : 標準旅行業約款について
- No. 1 : (募集型企画旅行契約の部) 総則
- No. 2 : ( // ) 契約の申込みと成立
- No. 3 : ( // ) 契約成立後 - 契約書面、確定書面、旅行代金 -
- No. 4 : ( // ) 契約の変更
- No. 5-1 : ( // ) 契約の解除 - 旅行者からの解除 -
- No. 5-2 : ( // ) 契約の解除 - 旅行業者からの解除 -
- No. 6 : ( // ) 旅行代金の払戻し
- No. 7 : ( // ) 団体・グループ契約
- No. 8 : ( // ) 旅程管理
- No. 9-1 : ( // ) 旅行業者の責任① - 損害賠償責任 -
- No. 9-2 : ( // ) 旅行業者の責任② - 特別補償責任 -
- No. 9-3 : ( // ) 旅行業者の責任③ - 旅程保証責任 -
- No. 10-1 : (受注型企画旅行契約の部) 定義～旅行代金の支払い
- No. 10-2 : ( // ) 契約の変更～旅行代金の払戻し
- No. 10-3 : ( // ) 団体・グループ契約～責任
- No. 11-1 : (別紙特別補償規程) - 補償金の支払い -
- No. 11-2 : ( // ) - 補償金が支払われない場合 -
- No. 11-3 : ( // ) - 補償金等の種類及び相互の関係 -
- No. 11-4 : ( // ) - 携帯品損害補償 -
- No. 11-5 : ( // ) - その他の問題 -
- No. 12-1 : (手配旅行契約) 定義～契約書面の交付
- No. 12-2 : ( // ) 契約の変更～責任
- No. 13 : 旅行相談契約
- No. 14 : 渡航手続代行契約

## 第2篇 モデル宿泊約款

- No. 1 : 適用範囲～契約成立
- No. 2 : 契約の解除
- No. 3 : 宿泊の登録～責任

## 第3篇 貸切バス約款

- No. 1 : 総則～乗車券の取扱い
- No. 2 : 運賃及び料金
- No. 3 : 特殊な取扱い
- No. 4 : 責任及びバス会社と旅行業者の関係

## 第4篇 フェリー標準運送約款

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>No. 1 : 適用範囲～運航の中止</li> <li>No. 2 : 運賃・料金～不正乗船等</li> <li>No. 3 : 払戻し～賠償責任</li> </ul> |
|---|

本資料に掲載

## 第5篇 国内航空運送約款

- No. 1 : 総則～紙片の航空券の紛失
- No. 2 : 旅客運送
- No. 3 : 手荷物運送
- No. 4 : 責任

# フェリー約款について

他の運送事業者と同様に、フェリー事業（一般旅客定期航路事業）を営む者は、運送約款の認可を受けなければなりません。この約款は自社で作成してもよいのですが、海上運送法第9条第3項の規定では、国土交通大臣が「標準運送約款」を定めて公示した場合に、事業者がこれと同じものを定めたときは認可を受けたものとされます。これがその約款で、多くの船会社がこの約款を利用しています。旅行業の「標準旅行業約款」と同様です。

また、フェリーは、旅客を運送するだけでなく、荷物や自転車、自動車なども運送します。このためこの約款は「旅客運送の部」「受託手荷物及び小荷物運送の部」「特殊手荷物運送の部」「自動車航送の部」の4つの分野で構成され、かなりボリュームが多い約款です。

旅行業務取扱管理者試験では、国内・総合ともに、「旅客運送の部」を中心に出題されていますが、テキストでは必要に応じて他の分野を掲載しています。出題箇所は他の運送約款と同様に同じ内容が繰り返されているため、重要な条文の記載内容を覚えましょう。

## No. 1 : フェリー約款<sup>①</sup>（適用範囲から運航の中止まで）

### 1. 適用範囲

<参照条文> 第1条（適用範囲）

1. この運送約款は、船会社が運営する航路で行う旅客及び手回り品の運送に適用されます。
2. この運送約款に定めのない事項については、法令の規定又は一般の慣習によります。
3. 船会社がこの運送約款の趣旨及び法令の規定に反しない範囲内で特約の申込みに応じたときは、その特約によります。 **他の約款と同様の規定です。**

### 2. 定義

#### a. 旅客

この運送約款で「旅客」とは、**徒歩客**及び**自動車航送**を行う場合にあっては、**自動車航送に係る自動車の運転者、乗務員、乗客その他の乗車人**をいいます。 **徒歩客とは車を利用しない人です。**

#### b. 大人

この運送約款で「大人」とは、**12歳以上の者（小学生を除く。）**をいいます。

#### c. 小児

この運送約款で「小児」とは、**12歳未満の者及び12歳以上の小学生**をいいます。

#### d. 手回り品

この運送約款で「手回り品」とは、旅客が**自ら携帯又は同伴して船室に持ち込む物**であって、次の各号のいずれかに該当するものをいいます。

- (1) 3辺の長さの和が**2メートル以下**で、かつ、重量が**30キログラム以下**の物品
- (2) 車いす（旅客が使用するものに限る。）
- (3) 身体障害者補助犬（身体障害者補助犬法に規定する盲導犬、介助犬及び聴導犬であって、同法の規定による表示をしているものをいう。）

<参考>

手回り品の(1)～(3)に該当する物は、「受託手荷物及び小荷物運送の部」では「受託手荷物（船会社が旅客から委託を受けて乗船区間について運送する荷物）」という名称になり、(1)は2個まで申込みに応じます。また、運送のみを引き受けるときは、「小荷物」と呼ばれ、**5個まで**運送を引き受けます。

### e. 特殊手荷物

この運送約款で「特殊手荷物」とは、旅客がその乗船区間について運送を委託する物であって次に掲げるもの及びその積載物品をいいます。

- (1) 道路運送車両法規定する自動車であって、**二輪**のもの
- (2) 道路運送車両法に規定する**原動機付自転車**
- (3) **自転車**、乳母車、荷車その他の道路運送車両法に規定する軽車両であって、人力により移動するもの（手回り品及び受託手荷物として取り扱われるものを除く。） **二輪車や自転車と覚えておきましょう。**

### f. 自動車

この運送約款で「自動車」とは、道路運送車両法に規定する自動車であって、二輪のもの以外のものをいいます。

## 3. 運送の引き受け

- ① 船会社は、使用船舶の輸送力の範囲内において、運送の申込みの順序により、旅客及び手回り品の運送契約の申込みに応じます。
- ② 船会社は、次のいずれかに該当する場合は、運送契約の申込みを**拒絶**し、又は既に締結した運送契約を**解除**することがあります。

- (1) 船会社が約款の規定により運航中止の措置をとった場合（後出の天候不順や天災等）
- (2) 旅客が次のいずれかに該当する者である場
  - ア 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等**感染症若しくは指定感染症**（入院を必要とするものに限る。）の患者又は**新感染症**の所見がある者
  - イ 泥酔者、薬品中毒者その他の乗船者の迷惑となるおそれのある者
  - ウ 重傷病者又は小学校に就学していない小児で、付添人のない者
  - エ 年齢、健康上その他の理由によって生命が危険にさらされ、又は健康が著しく損なわれるおそれのある者
- (3) 旅客がこの運送約款の規定に違反する行為を行い、又は行うおそれがある場合
- (4) 運送契約の申込みがこの運送約款と異なる運送条件によるものである場合
- (5) 運送に関し、申込者から特別な負担を求められた場合

## 4. 手回り品の持ち込み

- ① 旅客は、**手回り品**（車いすと身体障害者補助犬を除く。）を**2個**に限り、船室に持ち込むことができます。ただし、手回り品の大きさ、乗船する船舶の輸送力等を勘案し、船会社が支障がないと認めたときは、2個を超えて持ち込むことができます。
- ② 船会社は、手回り品が次の各号のいずれかに該当する物であるときは、その持ち込みを**拒絶**することがあります。

- (1) 臭気を発するもの、不潔なものその他乗船者に迷惑を及ぼすおそれのあるもの
- (2) 銃砲、刀剣その他使用することにより、乗船者、他の物品又は使用船舶に危害を及ぼすおそれのあるもの
- (3) 爆発物その他乗船者、他の物品又は使用船舶に危害を及ぼすおそれのあるもの
- (4) 遺体
- (5) 生動物（身体障害者補助犬を除く。）
- (6) その他運送に不適当と認められるもの

- ③ 船会社は、手回り品が②(1)～(6)のいずれかに該当する物である**疑い**があるときは、旅客又は第三者の立会いのもとに、当該手回り品の内容を**点検**することがあります。

## 5. 運航の中止

船会社は、次のいずれかに該当する場合は、予定した船便の**発航の中止**又は使用船舶、発着日時、航行経路若しくは発着港の変更の措置をとることがあります。

- (1) 気象又は海象が船舶の航行に危険を及ぼすおそれがある場合
- (2) 天災、火災、海難、使用船舶の故障その他のやむを得ない事由が発生した場合
- (3) 災害時における円滑な避難、緊急輸送その他これらに類する旅客又は貨物の輸送を行う場合
- (4) 船員その他運送に携わる者の同盟罷業その他の争議行為が発生した場合
- (5) 乗船者の疾病が発生した場合など生命が危険にさらされ、又は健康が著しく損なわれるおそれがある場合
- (6) 使用船舶の奪取又は破壊等の不法行為が発生した場合
- (7) 旅客が禁止される行為をし、又はしようとしていると信ずるに足る相当な理由がある場合
- (8) 官公署の命令又は要求があつた場合

[Check Test No.1]

1. 海上運送法第9条第3項の規定に基づく標準運送約款（以下、フェリー約款）に関する次の記述が正しければ○を、誤っていれば×を付けなさい。

- (1) フェリー約款で「大人」とは、12歳以上の者をいうが、小学生は除かれる。( )
- (2) フェリー約款では、道路運送車両法に規定する自動車であって二輪のものは「特殊手荷物」となる。( )
- (3) 旅客は、車いすと身体障害者補助犬を除く手回り品を、1個に限り船室に持ち込むことができる。( )
- (4) フェリー会社は、気象又は海象が船舶の運航に危険を及ぼすおそれがある場合には運航を中止する。( )

## No.2：フェリー約款②（運賃・料金から不正乗船等まで）

### 1. 運賃及び料金

<旅客の運賃・料金の例> 船会社が届け出ます。

1等船室（指定制）	（大人）3,000円	（小児）1,500円
2等船室（自由席）	（大人）2,400円	（小児）1,200円
自動車航送運賃	（4m未満）18,000円	（5m未満）25,000円
特殊手荷物運賃	（自動二輪）5,000円（原動機付き自転車）3,000円（自転車）1,000円	

- ① 旅客及び手回り品の運賃及び料金の額並びにその適用方法については、地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）に届け出たところによります。
- ② 運賃料金は次頁にあたるものは**無料**です。
- ③ 運賃及び料金には、旅客の**食事代金**は含まれていません。別料金です。
- ④ 運賃及び料金には、受託手荷物又は小荷物の**積卸し料**が含まれていますが、**集荷配達料**は含まれていません。
- ⑤ 船会社は、営業所において所定の運賃及び料金を収受し、これと引き換えに乗船券を発行します。

## 〈無料になる範囲〉

- a. 次のいずれかに該当する小児の運賃及び料金
- (1) **1歳未満**の小児
- (2) 大人に同伴されて乗船する1歳以上の**小学校に就学していない小児**（団体として乗船する者及び大人1人につき**1人を超えて同伴**されて乗船する者を除く。）  
\*ただし、**指定制**の座席又は寝台を1人で使用する場合は運賃及び料金については、この限りではありません。小児の運賃、料金が必要です。
- b. 自動車航送運賃には、自動車の運転者1名が**2等船室**に乗船する場合の当該運転者の運送の**運賃**が含まれていますので、2等運賃は不要です。  
運転者1名は、自動車航送運賃のみで、2等船室を利用できます。  
自動車の運転者が**2等船室以外**の船室に乗船しようとするときは、船会社は、当該船室に対応する運賃及び料金の額と2等運賃の額との**差額**を申し受け、これと引き換えに補充乗船券を発行します。1等船室を利用するときは、「1等運賃－2等運賃の差額」が必要になります。
- c. 重量の和が**20キログラム以下**の手回り品の料金  
手回り品は**30キログラム以下**が要件ですが、無料になるのは**20キログラム以下**です。
- d. **車いす**と**身体障害者補助犬**の料金

## 〈必要となる運賃・料金の例：指定制ではない2等船室を利用する場合〉

- ・大人2人と11ヵ月の小児 ⇒ 大人2人分の運賃・料金（**1歳未満**の小児は無料）
  - ・大人2人と2歳児と5歳児 ⇒ 大人2人分の運賃・料金（**小学校就学前**の小児は大人1人につき1人が無料）
  - ・大人2人と自動車 ⇒ 大人1人の運賃・料金と自動車航送運賃（運転者の運賃・料金は**自動車航送運賃**に含まれている。）
  - ・大人1人と小学生1人と自動車 ⇒ 小児1人の運賃・料金と自動車航送運賃（運転者の運賃・料金は**自動車航送運賃**に含まれている。）
  - ・大人2人と5歳児と10ヵ月の小児と自動車 ⇒ 大人1人分の運賃・料金と自動車航送運賃（**1歳未満**と**小学校就学前の小児**と**運転者**は無料）
- \*国内実務の「運賃・料金⑭」のテキストを参照してください。

## 2. 乗船券

## a. 効力

- ① 乗船券は、券面記載の乗船区間、通用期間、指定便、等級及び船室に限り、使用することができます。
- ② 旅客がその都合により乗船券の券面記載の乗船区間内で**途中下船**した場合には、当該乗船券の**前途は無効**とします。下船したらもう使えないということです。
- ③ 運賃及び料金が**変更**された場合において、その**変更前に船会社が発行した乗船券**は、その通用期間内に限り**有効**とします。

## b. 通用期間

- ① 船会社は、乗船券（指定便に係るものを除く。）の通用期間について、次に定める区分に応じ、それぞれに定める期間以上の期間を定め、これを券面に記載します。有効期間のことです。

- (1) 片道券 片道の乗船距離により次の区分に応じ、それぞれの区分で定める期間  
ア 100 キロメートル未満のものにあつては、**発売当日限り**  
イ 100 キロメートル以上 200 キロメートル未満のものにあつては、発売当日を含めて**2日間**  
ウ 200 キロメートル以上 400 キロメートル未満のものにあつては、発売当日を含めて**4日間**  
エ 400 キロメートル以上のものにあつては、発売当日を含めて**7日間**
- (2) 往復券 往復券に係る片道の乗船距離により前号の区分に応じ、それぞれの区分で定める期間の**2倍**の期間
- (3) 回数券 発売当日を含めて2月間

- ② 疾病その他旅客の一身に関する不可抗力又は船会社が**運航中止**の措置をとつたことにより、旅客が、乗船することを延期し、又は継続して乗船することができなくなった場合は、船会社は、乗船券の未使用区間について、**7日間**を限度として、その通用期間を延長する取扱いに応じます。
- ③ 旅客の**乗船後**に乗船券の通用期間が経過した場合は、そのまま**継続して乗船する間**に限り、当該乗船券の通用期間は、その間**延長**されたものとみなします。 船から海に落とすわけにはいきません（笑）。

### 3. 乗船変更

#### a. 原則

- ① 旅客が乗船券（回数乗船券及び定期乗船券を除く。）の通用期間の終了前（指定便は、発航前）に券面記載の乗船区間、指定便、等級又は船室の**変更を申し出た**場合には、船会社は、**1回に限り**、変更の取扱いに応じます。ただし、変更しようとする船便等の輸送力に余裕がない場合は、この限りではありません。
- ② 前記①の規定により船会社が変更の取扱いに応じる場合には、変更に係る**手数料は無料**とし、変更後の乗船区間、等級及び船室に対応する運賃及び料金の額と既に收受した運賃及び料金の額との間に差額が生じるときは、船会社は、不足額があればこれを申し受け、過剰額があれば払い戻します。 精算します。

#### b. 例外

- ① 旅客が指定便に係る乗船券について当該指定便の**発航後に乗船船便の変更を申し出た**場合には、船会社は、当該乗船券の券面記載の乗船日に発航する他の船便の輸送力に余裕がある場合に限り、当該乗船券による**2等船室への乗船変更**の取扱いに応じます。 乗り遅れた場合です。
- ② 旅客が**乗船後**に乗船券の券面記載の**乗船区間、等級又は船室の変更**を申し出た場合には、船会社は、その輸送力に余裕があり、かつ、乗越し又は上位の等級若しくは船室への変更となる場合に限り、その変更の取扱いに応じます。この場合には、船会社は、変更後の乗船区間、等級及び船室に対応する運賃及び料金の額と既に收受した運賃及び料金の額との**差額**を申し受け、これと引き換えに補充乗船券を発行します。

乗船後に、乗越しやグレードをアップする場合です。

### 4. 乗船券の紛失

- ① 旅客が乗船券を紛失したときは、船会社は、**改めて**運賃及び料金を申し受け、これと引き換えに乗船券を発行します。この場合には、その旨の証明書を発行します。ただし、乗船券を**所持して乗船した事実が明白**である場合には、この規定を通用しないことがあります。
- ② 旅客は、紛失した乗船券を発見したときは、その通用期間の経過後**1年以内**に限り、①の証明書を添えて船会社に運賃及び料金の払戻しを請求することができます。

### 5. 不正乗船等

旅客が次のいずれかに該当する行為をしたときは、船会社は、運賃及び料金のほかにこれらの**2倍**に相当する額の**増運賃及び増料金**をあわせて申し受けることがあります。この場合において、乗船港が不明のときは当該船便の**始発港**をもつて乗船港とみなし、乗船した等級が不明のときは当該船舶の**最上等級**をもつて乗船した等級とみなします。 その結果、最も高額な運賃の**3倍**になることがあります。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 船長又は船会社の係員の承諾を得ないで、乗船券を持たずに乗船すること。</li> <li>(2) 無効の乗船券で乗船すること。</li> <li>(3) 記載事項が改変された乗船券で乗船すること。</li> <li>(4) 当該乗船券を使用することができる者以外の者がこれを使用して乗船すること。</li> <li>(5) 船会社の係員が乗船券の提示を求め、又は運賃及び料金の支払いを請求してもこれに応じないこと。</li> <li>(6) 不正の申告によって、運賃及び料金の割引を受け、又は運賃及び料金を支払わずに乗船すること。</li> <li>(7) 乗船券を回収する際にその引渡しを拒否すること。</li> </ul> |
|---|

## [Check Test No.2]

1. 海上運送法第9条第3項の規定に基づく標準運送約款(以下、フェリー約款)に関する次の記述が正しければ○を、誤っていれば×を付けなさい。
- (1) フェリーの運賃及び料金(指定制の座席・寝台を除く)は、3歳未満の小児は無料になる。( )
- (2) フェリーの運賃及び料金(指定制の座席・寝台を除く)は、大人に同伴される小学校に就学していない小児(団体を除く)は大人1人につき1人まで無料になる。( )
- (3) 自動車航送運賃には、自動車の運転者1名が2等船室に乗船する場合の運転者の運賃が含まれている。( )
- (4) 重量の和が30キログラム以下の手回り品は無料で船室に持ち込むことができる。( )
- (5) 大人1人と小学生1人が車とともに2等船室に乗船するときは、小児1人分の運賃と自動車航送運賃が必要である。( )
- (6) 乗船券(指定便を除く)の通用期間は、片道の乗船距離が400km以上のものは、発売当日を含めて7日間である。( )
- (7) 旅客が指定便に乗り遅れ、発航後に船便の変更を申し出た場合は、船会社は当日の他の船便の輸送力に余裕があるときは、2等船室への乗船変更の取扱いに応じる。( )

## No.3 : フェリー約款③ (払戻しから賠償責任まで)

### 1. 払戻し及び払戻し手数料

- ① 船会社は、次のいずれかに該当する場合は、当該乗船券の発売営業所等において、以下に定める額の運賃及び料金を払い戻します。(手数料は次の②を参照。)

- (1) 旅客が、入船前にゆうきょうまえの船便の指定のない乗船券について、その通用期間内に払戻しの請求をした場合  
⇒ 券面記載金額
- (2) 旅客が、入船前にゆうきょうまえの指定便に係る乗船券について、発航前に払戻しの請求をした場合  
⇒ 券面記載金額
- (3) 死亡、疾病その他旅客の一身に関する不可抗力により、旅客が、乗船するを取り止め、又は継続して乗船することができなくなったことを証明した場合において、乗船券の通用期間の経過後30日以内に払戻しの請求をしたとき。  
⇒ 券面記載金額と既使用区間に対応する運賃及び料金の額との差額
- (4) 特別急行料金又は急行料金を收受する船便(以下「急行便」)が、当該急行便の所定の所要時間以内の時間で当社が定める時間以上遅延して到着した場合において、当該急行便の旅客が払戻しの請求をしたとき。 ⇒ 收受した特別急行料金又は急行料金の額 運賃は払い戻されません。
- (5) 船会社が運航中止措置をとった場合に、旅客が運送契約を解除し、払戻しの請求をしたとき。  
⇒ 券面記載金額と既使用区間に対応する運賃及び料金の額との差額
- (6) 船会社が運送申込みを拒絶し、運送契約を解除した場合  
⇒ 券面記載金額と既使用区間に対応する運賃及び料金の額との差額
- (7) 旅客が紛失した乗船券を、通用期間経過後1年以内に発見した場合  
⇒ 券面記載金額

- ② 船会社は、運賃及び料金の払戻しをするときは、次に定める区分に応じ、定める額の範囲内において手数料を申し受けます。ただし、遅延、運航中止、運航拒絶による払い戻しを除きます。

- |  |
|--|
| <p>(1) 船便の指定のない乗船券 ⇒ 200 円</p> <p>(2) 船便の指定のある乗船券</p> <p>ア 発航する日の 7 日前までの請求に係る払戻し ⇒ 200 円</p> <p>イ 発航する日の前々日までの請求に係る払戻し ⇒ 券面記載金額の1割に相当する額<br/>(200 円に満たないときは 200 円)</p> <p>ウ 発航時刻までの請求に係る払戻し ⇒ 券面記載金額の3割に相当する額<br/>(200 円に満たないときは、200 円)</p> |
|--|

## 2. 旅客の義務

- ① 旅客は、次に掲げる行為をしてはいけません。

- |  |
|--|
| <p>(1) みだりに船舶の操舵設備その他の運航のための設備又は船舶に係る旅客乗降用可動施設の作動装置を操作すること。</p> <p>(2) みだりに船舶内の立入りを禁止された場所に立ち入ること。</p> <p>(3) 船舶内の喫煙を禁止された場所において喫煙すること。</p> <p>(4) みだりに消火器、非常用警報装置、救命胴衣その他の非常の際に使用すべき装置又は器具を操作し、又は移動すること。</p> <p>(5) みだりに自動車その他の貨物の積付けのための装置又は器具を操作し、又は移動すること。</p> <p>(6) みだりにタラップ、遮断機その他乗船者又は自動車の乗下船又は転落防止のための設備を操作し、又は移動すること。</p> <p>(7) みだりに乗船者又は自動車の乗下船の方法を示す標識その他乗船者の安全のために掲げられた標識又は掲示物を損傷し、又は移動すること。</p> <p>(8) 石、ガラスびん、金属片その他船舶又は船舶上の人若しくは積載物を損傷するおそれのある物件を船舶に向かって投げ、又は発射すること。</p> <p>(9) 海中投棄を禁止された物品を船舶から海中に投棄すること。</p> <p>(10) 船員等の職務の執行を妨げる行為をすること。</p> <p>(11) 他の乗船者に不快感を与え、又は迷惑をかけること。</p> <p>(12) 船内の秩序若しくは風紀を乱し、又は衛生に害のある行為をすること。</p> |
|--|

- ② 旅客は、乗下船その他船内における行動に関し船長又は船会社の係員が輸送の安全確保と船内秩序の維持のために行う**職務上の指示**に従わなければなりません。船長は、指示に従わない旅客に対し、下船を命じることがあります。
- ③ 旅客は、船室に持ち込んだ**手回り品**を**自己の責任**において保管しなければなりません。
- ④ 自動車の積み込み及び陸揚げは、船長又は当社の係員の指示に従い、**自動車の運転者**が行うものとします。
- ⑤ 自動車の運転者は、自動車から離れる場合は必ず**施錠**するものとし、下船前に自動車及びその積載貨物について**点検**しなければなりません。これらについて異常を発見したときは、直ちに船長又は船会社の係員に**報告**しなければなりません。

## 3. 賠償責任

### a. 船会社の責任

- ① 船会社は、旅客が、船員等の指示に従い、**乗船港の乗降施設（改札口がある場合は改札口）**に達した時から**下船港の乗降施設を離れた時まで**の間に、その**生命又は身体**を害した場合は、運送人が運送に関し注意を怠らなかったことを証明した場合を除き、これにより生じた損害について賠償する責任を負います。ただし、次のいずれかに該当する場合は、責任を負わないことがあります。



- (1) 大規模な災害、震災その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において運送を行う場合  
 (2) 運送に伴い通常生ずる振動その他の事情により生命又は身体に重大な危険が及ぶおそれがある者の運送を行う場合

- ② 船会社は、手回り品その他旅客の保管する物品の滅失又は損傷により生じた損害については、船会社又はその使用人に**故意又は過失があった**ことが証明された場合に限り、これを賠償する責任を負います。
- ③ 船会社が運航中止の措置をとつたことにより生じた損害については、①又は②の規定により船会社が責任を負う場合を除き、船会社は、これを賠償する責任を負いません。

## b. 旅客の責任

旅客が、その故意若しくは過失により、又は法令若しくはこの運送約款を守らなかったことにより船会社に損害を与えた場合は、船会社は、当該旅客に対し、その損害の賠償を求めることがあります。

### [Check Test No.3]

1. 海上運送法第9条第3項の規定に基づく標準運送約款(以下、フェリー約款)に関する次の記述が正しければ○を、誤っていれば×を付けなさい。
- (1) 急行便が船会社が定める時間以上遅延して、旅客が払戻を請求したときは、船会社は急行料金と運賃を払い戻す。( )
- (2) 船会社は旅客が運賃及び料金の払戻を請求したときは、船便の指定のある乗船券のときは、発航する日の7日前までの請求であれば200円が手数料になる。( )
- (3) 船会社は旅客が運賃及び料金の払戻を請求したときは、船便の指定のある乗船券のときは、発航する日の前日から発航時刻までの請求であれば券面記載金額の1割が手数料になる。( )
- (4) 自動車の積み込み及び陸揚げは船長又は船会社の係員の指示に従い、自動車の運転者が行う。( )
- (5) 船会社は運送人が運送に関し注意を怠らなかったことを証明した場合を除き、旅客が船員等の指示に従い、乗船港の乗降施設(改札口がある場合は改札口)に達した時から下船港の乗降施設を離れた時までの間に、その生命又は身体を害した場合は、生じた損害を賠償する。( )

### Check Test 解答・解説

#### No.1

- (1) ○：その通りです。JRと同じです。  
 (2) ○：その通りです。他には自転車や原動機付自転車も特殊手荷物です。  
 (3) ×：手回り品は**2個**まで船室に持ち込むことができます。  
 (4) ○：その通りです。

#### No.2

- (1) ×：常に無料になるのは**1歳未満**の小児です。未就学小児については(2)を参照。  
 (2) ○：その通りです。1歳以上～小学校に就学していない小児は、大人に同伴されていれば大人1人につき1人が無料になります。  
 (3) ○：その通りです。  
 (4) ×：手回り品は重量の和が30キログラム以下をいいますが、無料になるのは20キログラム以下です。  
 (5) ○：その通りです。小学生には小児運賃を適用し、大人は自動車航空運賃に含まれています。  
 (6) ○：その通りです。 (7) ○：その通りです。

#### No.3

- (1) ×：運賃は目的地に到達しているため、払い戻されません。  
 (2) ○：その通りです。細かい知識ですが、一応押さえておきましょう。  
 (3) ×：券面記載金額の**3割**です。(2)と同じで一応試験前には確認しましょう。  
 (4) ○：その通りです。  
 (5) ○：その通りです。